

島根県公安委員会規程第3号

島根県公安委員会における情報セキュリティ基本方針を次のように定める。

令和8年3月5日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会における情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この公安委員会規程は、島根県公安委員会（以下「委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この公安委員会規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 島根県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって委員会が取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(委員会委員の責務)

第4条 委員会委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第5条 委員会の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この公安委員会規程に定めるもののほか、島根県警察における情報セキュリティポリシー（警察本部長又はその委任を受けた者が情報セキュリティに関する事項を定めたものをいう。）によるものとする。

附 則

この公安委員会規程は、制定の日から施行する。